

コロナ禍の新年を迎えて 社員の健康と安全を第一にした業務を

昨年一年間は新型コロナウイルスで生活が一変しました。国内で感染された方は22万人以上、亡くなられた方は3千人を超えています。東京では5万人以上感染し、亡くなられた方は600人を超えています。感染すれば軽症でも後遺症が残る人がいます。これほどまでに感染者が増えているのは菅政権の無為無策、更に『G。T。キャンペーン』にしがみついたことであり、人災です。

郵政も12月は

特に多く出た

郵政では本社の発表によると、12月28日時点で全国327局、感染者は421人になっています。特に12月だけで118局、感染者は135人にのぼっています。都内でも多くの局が感染しており、12月の感染者は34人で全国感染者の25%になっています。これは寒くなっているこ

ともあって事務室の換気や三密を避けることがおろそかになっていること、局によっては管理者が大声で話していることもあり、当初の方針が守られていません。

また、日本郵便の「新型コロナウイルス感染要望基本的対応方針」には、「トイレや廊下、E.V等共通部分のドアノブ、スイッチ、手すり等、複数の社員が触れる設備・器具については、市販されている消毒液等を用いて定期的に消毒・清掃を行う(委託業者

が行う場合を除く」としてあります。しかし、この共通して触れる部分や、器具に定期的な消毒を多くのところで行われていません。危険感がないと言わざるをえません。

感染した〇局で

働く人によると

〇さんの話によると、感染者がでた部を短時間の消毒で済ませ業務は停止させることはなかったといま

す。そのような処理で済ませていることに驚きます。ことは社員の健康にかかわることです。社員の安全を第一にした考え方に立つならば業務の停止(一時的を含め)の指示、感染した状況とそれへの対策の周知等がなくてはならないです。

皆さん、疑問や不安があったら声をあげていきましょう。それが健康で働ける職場環境に変えていく道です。今年はそのような一年にしていきましょう。

<郵政20条裁判のお知らせ>

集団訴訟第2回口頭弁論

1月21日(木)地裁16時・510法廷。

公判の前に本社前行動14時。



集団訴訟にも勝利して均等待遇を非正規社員全体に広げていこう。